

刈谷市総合文化センター駐車場条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、刈谷市総合文化センター駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 刈谷市総合文化センターを利用する者の利便に供するため、駐車場を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 刈谷市総合文化センター駐車場

(2) 位置 刈谷市若松町2丁目104番地

(使用料)

**第3条** 駐車場の使用料（以下「料金」という。）は、自動車1台1回につき、別表第1のとおりとする。

(駐車券)

**第4条** 市長は、回数駐車券を発行することができる。

2 前項に規定する回数駐車券の料金は、別表第2のとおりとする。

(料金の徴収等)

**第5条** 市長は、料金を利用者が駐車場から出場するときに徴収する。ただし、回数駐車券による場合にあつては、これを発行する際に徴収する。

2 既納の料金は、還付しない。

(料金の不徴収)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 当該駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急に要する公務を行うため使用する自動車

(3) 法令の定めるところにより、駐車場の監督又は検査のため使用する自動車

(料金の減免)

**第7条** 市長は、規則で定めるところにより料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車の拒否)

**第8条** 刈谷市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (2) 人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとするとき。
- (3) 駐車場の施設その他の物件を損傷するおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めたとき。

(禁止行為)

**第9条** 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の中止命令)

**第10条** 委員会は、利用者が前条の規定に違反したときは、利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

**第11条** 駐車場の施設その他の物件を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者が第三者に損害を及ぼしたときは、当該利用者は、その責めを負わなければならない。

(免責)

**第12条** 駐車場内の自動車の災害、盗難その他委員会の責めに帰さない理由によって損害を生じた場合に、委員会は、その責任を負わない。

(施設の管理)

**第13条** 駐車場の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第14条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の維持及び修繕に関する業務
- (2) その他委員会が必要と認める業務

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

(過料)

**第16条** 詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年条例第24号）の規定の例により、この条例の施行前に行うことができる。

**別表第1**（第3条関係）

駐車時間	料金
5時間以内の場合30分までごと	150円
5時間を超え24時間以内の場合	1,500円

備考 24時間を超え継続して利用した場合の料金については、24時間を1単位とみなして、それぞれの単位ごとにこの表に定めるところにより計算した額の合算額を当該継続利用の料金とする。

**別表第2**（第4条関係）

区分	料金
150円券11枚つづりのもの	1,500円
300円券11枚つづりのもの	3,000円